

保護者の皆様へ

～令和3年度 給食費のお知らせ～

日頃、保護者の皆様には、学校給食センターの運営につきまして、ご理解とご協力を頂き、感謝申し上げます。

さて、令和3年度の給食日数及び給食費は、以下のとおりです。ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

給食日数及び給食費



項目		月額	納付回数	年額	給食日数 (基準日数)	日割算定額 (1食単価)
小学校	低学年	3,870円	11回	42,570円	185日	230円
	中学年	4,040円		44,440円		240円
	高学年	4,210円		46,310円		250円
中学校	全学年	4,750円		52,250円	180日	290円

給食費は原則、月額で11回納付いただきます。

- ①上記の金額は、年間給食日数が「小学校で185日」「中学校で180日」とした場合の金額です。
- ②年間給食日数が、基準日数を超えた(未満)の場合は、その日数に当たる金額を3月分で精算いたします。
- ③年間給食日数は、各学校の給食計画により各学年等で異なります。
- ④日割算定額は、年額を基準日数で除した金額です(1円未満の端数は、小数点以下第1位を四捨五入)。
- ⑤試食代金は、小学校が250円、中学校が290円です。

給食費の納入方法

- ① 給食費は、原則として口座振替により納入することとなっています。口座の残高が不足していると、振替ができず、未納扱いとなってしまいます。口座振替日前日までには、必ず口座の残高確認をお願いします。
- ② 口座振替日は、各学校により異なりますので、各学校にご確認ください。なお、口座振替ができなかった場合は、各学校が交付する納付書により現金で納入してください。

転出入、欠席による給食費について

①転出入

「転出入した月に給食を食べた日数」に日割算定額（1食単価）を乗じた額になります。

②欠席

学校長から給食センターへ連絡があり、病気等で引き続き5日以上にわたり給食を食べない場合、6日目から、学校長の請求により返金します。

食物アレルギーによる牛乳代金の返金について

食物アレルギーにより牛乳が飲用できないと認めた場合で、学校から報告があった児童・生徒等には、学校長の請求により返金します。

未納対策について



保護者の皆様から納入された給食費は、給食の食材（米・パン・牛乳・肉・野菜・調味料等）の購入に使われます。

- ① 給食費の未納により不足となった分は、納入されている方々の給食費で賄うことになり、他の保護者の皆様に負担をかける結果となります。
そのため、給食費の未納が続くと、食材料の購入に支障をきたします。保護者の責務として、必ず給食費を納入いただきますようお願いいたします。
なお、職員等の人件費、給食を作るための光熱費・配送費・食器購入等の経費は、羽村市と瑞穂町の負担金で運営しています。
- ② 未納の方には、文書や電話、訪問等により督促をするなど、未納解消に向けた対応策を講じていますが、再三の催促に対して納入いただけない場合は、法的措置を視野に入れ対処して参ります。

給食費は納入期限までに必ず納めてください。

<問合せ先>

羽村・瑞穂地区学校給食センター
給食課管理給食係

TEL：042-554-2084

公式サイト：<http://www.kyushoku.or.jp/>